

既存住宅に設置する尿尿浄化槽の人員算定の見直しについて

山口県建築行政連絡協議会

●概要

既存住宅に尿尿浄化槽を設置する場合に、広い住宅であっても、少人数など一定の条件を満たせば、人槽算定について7人槽を5人槽に低減することができます。

◆ 一定の条件（抜粋）

- ✓ 既存住宅（増築・改築する場合を含む）であること
- ✓ 増築又は改築する場合、延べ面積増加が10㎡以下であること
- ✓ 居住人員が5人以下の世帯であること
- ✓ 2世帯住宅（台所・浴室2以上）でないこと
- ✓ 水使用量が1日1,000ℓ以下であること



各条件を満足することを示す書類の提出が必要です。

詳しくは、下記窓口（特定行政庁）にお問い合わせください。

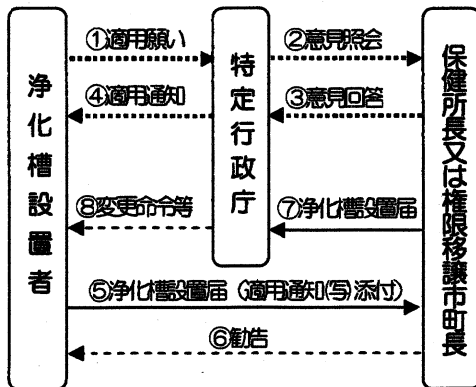
お住いの市町	お問い合わせ先
下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、周南市	建築基準法担当課（特定行政庁）
岩国市（※）、長門市（※）、山陽小野田市（※）	建築基準法担当課（限定特定行政庁）
岩国市（※）、和木町	岩国土木建築事務所 建築住宅課
柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町	柳井土木建築事務所 建築住宅課
下松市、光市	周南土木建築事務所 建築住宅課
山陽小野田市（※）、美祢市	宇部土木建築事務所 建築住宅課
長門市（※）、阿武町	萩土木建築事務所 建築住宅課

注1 浄化槽の設置場所が（※）の岩国市、長門市、山陽小野田市の場合で、建築基準法第6条第1項第4号に該当する木造2階建等の既存住宅の場合、お問い合わせは市担当課となります。

注2 基準の運用開始は各特定行政庁により異なります。詳しくは上記窓口にお問い合わせください。

●手続きの流れ（参考）

① 建築確認申請を伴わない場合



② 建築確認申請を伴う場合

